

化学物質の適正な管理に関する指針 新旧対照表

新	旧
<p>1 事業所における適正管理事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報の収集及び整理</p> <p>ア 化学物質の危険性及び有害性等の把握と評価</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 情報の収集に当たっては、的確な情報を得ることができる情報源、国等のデータベース、文献等を調査し、取扱い化学物質製品に関する情報は、自ら評価し、体系的に整理すること。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4) 使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器の使用</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 工程管理対策</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 従業員数 30 人未満の事業所（研究所を除く。）で直ちに工程管理対策を講ずることが技術的に困難である場合は、危険性及び有害性の高い化学物質等から順次使用量及び排出量の削減を図るよう努めること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 災害及び事故対策の実施</p> <p>(1) 未然防止対策</p> <p>ア 災害の想定及び環境リスクの把握等</p> <p><u>(ア) 国及び地方公共団体の公表する資料等により想定される地震の震度、津波又は洪水による浸水の深さ等の大規模な災害の情報を収集し、整理するとともに、これらの情報について定期的に更新するよう努めること。</u></p> <p><u>(イ) 次に掲げる化学物質の漏えい、流出等に関する危険度が高い設備を特定すること。</u></p> <p><u>a 配管、フランジ等損傷を受けやすい設備</u></p> <p><u>b 化学物質の漏えいが生じやすいメッキ槽、洗浄槽等の開放式の設備</u></p>	<p>1 事業所における適正管理事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報の収集及び整理</p> <p>ア 化学物質の危険性及び有害性等の把握と評価</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 情報の収集に当たっては、的確な情報を得ることができる情報源、神奈川県化学物質安全情報提供システム、国等のデータベース、文献等を調査し、取扱い化学物質製品に関する情報は、自ら評価し、体系的に整理すること。</p> <p>(オ) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4) 使用量及び排出量がより少ない技術の導入及び機器の使用</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 工程管理対策</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 従業員数 30 人未満の事業所（研究所を除く。）で直ちに工程管理対策を講じることが技術的に困難である場合は、危険性及び有害性の高い化学物質等から順次使用量及び排出量の削減を図るよう努めること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 災害及び事故対策の実施</p> <p>(1) 未然防止対策</p> <p>ア 施設及び設備等の整備</p> <p><u>(ア) 環境汚染を未然に防止するため、災害及び事故の発生防止に十分配慮し、公害防止上の設備等を設置すること。</u></p> <p><u>(イ) 施設及び設備は、災害及び事故発生の予防措置が講じられ、異常の発見が容易にできる構造とすること。</u></p> <p><u>(ウ) 液状の化学物質の漏えい事故による流出防止の対策として、主要な工程や保管施設等の一時的な貯留施設、雨水調整池等の緊急遮断施設の設置に努めること。</u></p> <p><u>(エ) 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染の拡大防止のため、通報・連絡設備、緊急用資機材、防災資機材等の整備に努める</u></p>

新	旧
<p><u>c 化学物質を貯蔵するタンク、保管棚等の保管設備</u></p> <p><u>(ウ) 事業所の周辺地域に飲料水等の水源、住宅地、学校、病院その他の環境上特に配慮すべき地域又は施設（以下「配慮施設等」という。）が存在するか確認し、それらの位置及び状況に関する情報を整理すること。</u></p> <p><u>(エ) (ア)から(ウ)までにより収集し、整理した内容に基づき、施設が十分な耐震性を有しているかどうか、漏えいした化学物質が上水道の取水口に到達するおそれがあるかどうか等について確認し、災害及び事故の発生により化学物質の漏えい、流出等が生じた場合における環境リスク（化学物質が環境を経由して人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれをいう。）の内容及び程度を把握すること。</u></p> <p><u>イ 施設及び設備等の整備</u></p> <p><u>(ア) 環境汚染を未然に防止するため、アにより整理した情報等をもとに、施設及び設備について、次の措置を講ずること。</u></p> <p><u>a 災害及び事故の発生並びにこれらによる被害の拡大防止に備えた施設及び設備の立地及び配置に努めるとともに、地震による設備の損傷、津波又は洪水による浸水、地盤の液状化、電力等の喪失等の観点から、化学物質の漏えい、流出等の予防のための措置を講ずること。</u></p> <p><u>b 液状の化学物質を取り扱う場合には、化学物質の流出を防止するため、貯蔵施設の周囲への防液堤、側溝又はためますの設置、一時的な貯留施設の設置等、必要な流失防止措置を講ずること。</u></p> <p><u>c 異常の発見が容易にできる構造とすること。</u></p> <p><u>(イ) 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染の拡大防止のため、通報及び連絡用の設備、緊急用資機材、防災資機材等の整備に努めること。</u></p> <p><u>(ウ) 事業所の周辺地域に配慮施設等が存在する場合は、地形等を考慮して災害時及び事故時の対策の強化に努めること。</u></p> <p><u>ウ 事故に備えた体制の整備等</u></p> <p><u>(ア) (略)</u></p> <p><u>(イ) 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染を最小限に抑えるための災害及び事故への対応措置をあらかじめ検討し、次に掲げる事項について記載した事故及び災害への対応に係るマニュアルを</u></p>	<p><u>こと。</u></p> <p><u>(オ) 事業所の周辺地域に飲料水等の水源、住宅地、学校、病院その他の環境上特に配慮すべき地域又は施設（以下「配慮施設等」という。）が存在する場合は、それらの位置を確認し、地形等を考慮して災害や事故時の対策の強化に努めること。</u></p> <p>(新規)</p> <p><u>イ 事故体制の整備</u></p> <p><u>(ア) (略)</u></p> <p><u>(イ) 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染を最小限に抑えるための災害及び事故への対応措置をあらかじめ検討し、適切な対策を講ずること。</u></p>

新	旧
<p><u>整備し、かつ、当該対応のための適切な対策を講ずること。</u></p> <p>a <u>事業所内における指揮命令系統及び連絡体制</u></p> <p>b <u>関係機関及び地域住民への通報体制</u></p> <p>c <u>応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(2) 災害及び事故の対応</p> <p>ア 関係機関等への通報</p> <p>(ア) <u>化学物質の漏えい、流出等が確認された場合には、直ちに適正な措置を講ずるとともに速やかに関係機関等へ通報すること。</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p>	<p>(ウ) (略)</p> <p>(2) 災害及び事故の対応</p> <p>ア 関係機関等への通報</p> <p>(ア) <u>化学物質の漏えいや流出等が確認された場合には、直ちに適正な措置を講じるとともに速やかに関係機関等へ通報すること。</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ (略)</p>